

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



国民健康保険税の減額要件、
限度額が改正されました

地方税法および地方税法施行
令の改正に合わせ、本町でも国
民健康保険税条例の改正を行
いました。

改正の概要

- ① 未就学児の減額制度を新設し
ました。
- ② 課税限度額の引き上げ
基礎(医療)分を2万円、後期
高齢者支援金分を1万円引き



上げました。
基礎(医療)分 63万円↓65万
円
後期高齢者支援金分 19万円
↓20万円
問合せ先 役場 保険医療課
内線170

**個人事業税第1期分の
納税をお忘れなく**

個人事業税第1期分の納期限
は、8月31日(水)です。
8月中旬に県から納税通知書
を送りますので、納期限までに
納付をしてください。

納税通知書には第1期分と第
2期分の納付書が同封されます
ので、納付にあたっては納付書
をお間違いのないように注意し
てください。

納付場所および納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK
K設置店
- ・Pay・easy(ペイジー)
に対応したインターネットバ
ンキングまたはATM
- ・インターネット環境でのクレ
ジットカードによる納付(コ
ンビニ等の窓口ではご利用で
きません。)

・スマートフォン決済アプリ
(PayPay、LINE P
ayおよびPayB)による
納付(コンビニ等の窓口では
ご利用できません。)

※コンビニエンスストア、MM
K設置店、スマートフォン決
済アプリによる納付について
は、納付書の納付金額が30万
円以下のものに限りです。

その他

領収証書が必要な方は、金融
機関(ゆうちょ銀行を除く。)の
窓口、県税事務所の窓口または
コンビニエンスストア、MMK
設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な
口座振替の制度もあります。ご
希望の方は口座を開設している
金融機関の窓口で手続きをし
てください。

なお、令和4年度から口座振
替により納税いただいた方への
領収証書の送付を取りやめまし
た。

問合せ先

西尾張県税事務所
課税第1課 県民税・事業税第
2グループ

☎0586(45)3169
📄[https://www.pref.aichi.jp/
soshiki/zeimu/](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/)

★町公式 SNS で情報発信中!
ぜひ、フォローしてください!

Twitter Facebook

@oharu_town @town.aichi.oharu

問合せ先 役場 企画課 内線 128

8月の公民館ロビー展示

パネル展示
〈平和祈念事業〉戦争と平和に関する資料展
およびポスター展示 8月2日(火)~14日(日)
●社会教育課・民生課

ガラスケース展示
〈水墨画展〉8月2日(火)~31日(水)
●水墨画同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。
※ロビー展示を閲覧される方は、事務室受付窓口へ申し出が必要です。